

堺市営繕工事における週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、本市建築部が発注する営繕工事における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 特記仕様書において、「週休2日制工事」であることを明示した、建築部が発注する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 対象期間が7日未満の工事については、完全週休2日（土日）の実施対象外、対象期間が30日未満の工事については、月単位の週休2日の対象外とする。

(発注方式)

第3条 対象工事の発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とし、特記仕様書において「完全週休2日（土日）」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」のいずれかに取り組むことを明示する。

(定義)

第4条 本要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(2) 「現場休息」

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場や事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業のない状態をいう。

(3) 「週休2日」

① 「完全週休2日」（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

② 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月において、現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

③ 「通期の週休2日」

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「対象期間」

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含めず、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は、現場閉所（現場休息）日数に含める。

(週休2日制工事の取組内容)

第5条 受注者は、契約した工期の中で週休2日制工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

2 受注者は、「現場閉所(計画・実績)書」(様式1)により、当月の現場閉所(現場休息)計画については前月中に、当月の現場閉所(現場休息)実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所(現場休息)計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所(現場休息)実績は工事完成日に提出するものとする。

3 受注者は、「現場閉所報告書」(様式2)により、現場閉所(現場休息)の結果について工事完成日に監督員に提出する。

4 週休2日の履行確認は、月毎に監督員が行うこととする。確認方法は、「完全週休2日(土日)」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」の現場閉所(現場休息)の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

5 受注者は、週休2日制工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。

6 受注者は、一つの工事現場において、分離発注工事の後工程の適切な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、工事間の調整を適切に実施しなければならない。

【記載例】

週休2日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

(留意事項)

第6条 受発注者は、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」の達成にあたっては、1週2休(原則として土曜、日曜)を確保できるよう努めること。

2 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。

3 「完全週休2日(土日)」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」が達成できなかった場合でも工事成績の減点を行わないが、明らかに受注者に発注者の指定する週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

4 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(その他)

第7条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

(疑義の処理)

第8条 本要領に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

2 この要領は、令和7年2月14日から施行する。

3 この要領は、令和8年2月1日から施行する。

4 この要領は、令和8年10月1日から施行するものとし、令和8年12月1日以降に公告する工事から適用する。なお、令和8年11月30日以前に公告する工事については、従前の要領(令和8年2月1日施行)を適用する。